

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂の背景及び目的

■ 総説1 ガイドライン改訂の背景 目的 《背景の記載》

◆ 令和6年能登半島地震における状況等（赤字）を追記。その他、赤字部分を修正。

ひとたび災害が発生すると、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされ、大規模災害においては、避難生活が長期間にわたることも少なくない。被災者の中には、犬や猫などのペットを飼養する者もいれば、ペットを飼養しない者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられる環境を整えておくことが必要である。平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪したりする例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、避難所等で一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定し自治体に配布した。

平成28年4月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であり、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。しかし、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、このガイドラインを改訂し、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定した。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、発災直後の多くの避難所にペットとの同行避難者が避難したが、避難所でのペット受入れに関する体制やルールが整っておらず、混乱の中で避難所に入った事例が多く確認された。このため、一部の避難所ではペットの受入れが拒まれたり、その後の苦情によってペットの飼養場所が分離されたりした事例も見られた。また、支援物資の保管や運搬手段、防災部局と動物愛護管理部局との連携、県と市町との連携、実務担当者への情報の浸透などにおいても検討すべき課題が指摘された。さらに、昨今は水害や火災など様々な災害が各地で頻発し、ペットに関する対応が求められる場面が増えており、より多面的な対応を検討する必要性も指摘されている。

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂の背景及び目的

■ 総説1 ガイドライン改訂の背景 目的 《目的の記載》

◆ 本改訂の趣旨を踏まえ赤字部分を修正、追記

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、**飼い主がペットと共に災害を乗り越えること**であり、自治体が行う対策の目的は、**平時の動物福祉を守る対策とは異なることを踏まえた上で**、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるように支援することである。**災害時のペット対応は**、災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物**対策**の体制整備状況などによって異なり、各自治体を取り得る体制は多様なものとなる。本ガイドラインでは、**平時に進めておくべき体制の整備や取り組み**、これまでの災害における**対応事例や課題**などを盛り込んだ。本ガイドラインが自治体における**今後の災害対策の一助となることを目的とする**。最後に、自治体に限らず、関係団体や企業等においても、本ガイドラインを参照することで、平常時からの連携体制の整備や災害時の互いの支援内容を理解し、相互連携による円滑なペット対策につなげることが望まれる。